

一般社団法人大船渡市観光物産協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人大船渡市観光物産協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岩手県大船渡市に置く。

2 この法人は、理事会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目的)

第3条 この法人は、大船渡市の観光事業及び物産事業の振興を図り、もって地域産業並びに文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光物産宣伝及び観光客の誘致促進に関する事業
- (2) 観光資源の保全及び開発並びに観光施設の整備促進に関する事業
- (3) 特産品の開発及び販路拡大に関する事業
- (4) 観光物産関係者の指導及び研修に関する事業
- (5) 広域観光物産事業の推進に関する事業
- (6) 大船渡市及びその他の団体が行う観光物産事業に対する協力
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員になろうとする者は、別に定める入会申込書により申込み、理事会の承認を受けなければならない。その承認があったときに正会員又は賛助会員となる。

2 入会は、理事会においてその可否を決定し、本人に通知するものとする。

(会費)

第8条 正会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 正会員すべての同意があったとき。

(退会)

第10条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、除名する旨の理由を付して通知し社員総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を棄損し、又はこの法人の設立の趣旨に反する行為をしたとき。
- (3) その他正当な事由があるとき。

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の地位を失うものとする。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできないものとする。

2 第9条の規定により資格を喪失した会員には、すでに納入した会費及びその他の拠出金品を返還しない。

第3章 総会

(構成)

第 13 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(種別)

第 14 条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の 2 種類とする。

(議決権)

第 15 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(権限)

第 16 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 事業計画及び収支予算の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 前各号に掲げる事項のほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款で定める事項

(開催)

第 17 条 定時総会は、毎年 1 回、毎事業年度の終了後 3 箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員から会長に対して、総会の目的事項及び招集の理由を記載した書面により、開催の請求があったとき。

(招集)

第 18 条 総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 会長は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 6 週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会の招集に当たっては、理事会において総会の目的たる事項、日時、場所等を定め開催日の 1 週間前までに書面をもって通知する。ただし、総会に出席しない正会員が書面よって議決権を行使することができることとするときは、2 週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第 19 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第 20 条 総会は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の過

半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 21 条 総会の決議は、一般法人法第 49 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 議長は、正会員としての議決権を行使できない。ただし、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(議決権の代理行使又は書面による議決権の行使等)

第 22 条 総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面をもって、若しくは他の正会員を代理人として議決権を委任することができる。

2 前項の場合における前 2 条の規定については、その正会員は出席したものとみなす。

3 第 1 項の代理権の授与は、総会ごとにし、その代理権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。

4 理事又は正会員が総会の目的事項について提案した場合において、その提案につき正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会があったものとみなす。

(議事録)

第 23 条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人 2 人が署名又は記名押印する。

(その他総会の運営)

第 24 条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、総会において別に定める。

第 4 章 役員等

(役員の種類及び定数)

第 25 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 31 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を会長、6 名以内を副会長、1 名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって一般法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 26 条 この法人の理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 27 条 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 常務理事は会長の指揮を受け、会務の処理に当たる。

4 理事は、理事会を構成し、この法人の業務の執行の決定に参画する。

5 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 28 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行を監査し監査報告をする。

(2) この法人の業務並びに財産の状況を調査することができる。

(3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べることができる。

(4) 理事が不正行為を行い、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告する。

(5) 前号の場合において必要があると認めるときは、会長に対し、理事会の招集を請求することができる。この場合請求の日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、直接理事会を招集することができる。

(6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告する。

(7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求することができる。

(8) 計算書類及び業務報告書並びにこれらの附属明細書につき、監査し、監査報告書を作成する。

(9) その他監事に認められた法令上の権限を行使する。

(役員任期)

第 29 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会終結の時までとする。

- 2 理事及び監事は、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 この定款で定めた理事及び監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 30 条 理事又は監事にふさわしくない行為があったときは、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって決議する。

(役員報酬)

第 31 条 理事（事務局長を兼ねる場合を除く。）及び監事は、無報酬とする。

- 2 理事又は監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。
- 3 費用の弁償については、理事会の決議により別に定める。

(賠償責任の一部免除)

第 32 条 この法人は、役員一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問及び参与)

第 33 条 この法人に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、無報酬とする。
- 4 顧問及び参与は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べるることができる。

第 5 章 理事会

(構成)

第 34 条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し必要があると認められるときは、意見を述べるることができる。

(種別)

第 35 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種類とする。

(権限)

第 36 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務執行の監督
- (5) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職
- (6) 顧問及び参与の推薦
- (7) 部会委員の承認及び部会運営に関し必要な事項の決定

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他法人の業務の適正を確保するために必要な法令に定める体制の整備
- (6) 第 32 条の賠償責任の一部免除

3 理事会が、日常の業務として別に定めるものについては、会長が専決し、これを理事会に報告する。

(開催)

第 37 条 通常理事会は、毎事業年度 2 回開催する。

2 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会長に対し、理事会の目的である事項を示して理事会招集の請求があったとき。
- (3) 前号の規定による請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求を行った理事が招集するとき。
- (4) 監事から、会長に対し理事会招集の請求があったとき。
- (5) 前号の規定による請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求を行った監事が招集するとき。

(招集)

第 38 条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第 2 項第 3 号により理事が招集する場合及び前条第 2 項第 5 号により監事が招集する場合を除く。

- 2 会長は、前条第2項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日1週間前までに通知を発する。
- 4 前項の規定にかかわらず理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催することができる。

(議長)

第39条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第40条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第41条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き理事会に出席した理事の過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(決議の省略)

第42条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき決議に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた場合は、その限りではない。

(報告の省略)

第43条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第27条第5項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事がこれに署名又は記名押印する。

(その他理事会の運営)

第45条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める。

第6章 資金及び会計

(資金の調達)

第46条 この法人の事業運営に要する資金は、会費、補助金、事業収入及びその他の収入によって調達するものとする。

(事業計画及び収支予算)

第 47 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず会長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ執行することができる。ただし、重要な財産の処分及び譲受け並びに多額の借財を行うことはできない。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿

(収支差額の処分)

第 49 条 この法人は、剰余金の分配をすることができない。

2 この法人の決算に差額が生じたときは、総会の承認を受けて、その全部又は一部を積み立て又は翌年事業年度に繰り越すことができる。

(会計原則等)

第 50 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計基準その他の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定めるものとする。

第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 51 条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第 52 条 この法人は、総会において、総正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議によるほか、一般法人法に定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、総会の決議により、大船渡市に贈与するものとする。

第 8 章 部会

(部会)

第 54 条 この法人の事業を推進するため、次の部会を置く。

- (1) 総務部会
- (2) 観光振興部会
- (3) 物産振興部会

2 部会委員は、会員の中から、会長が理事会の承認を得て選任する。

3 部会の運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 9 章 事務局

(設置等)

第 55 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

3 重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第 10 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 56 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議によるものとする。

(個人情報の保護)

第 57 条 この法人は、業務上知りえた個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第 58 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、大船渡市において発行する東海新報に掲載する方法による。

第 11 章 補則

(委任)

第 59 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(法令の準拠)

第 60 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。

(最初の事業年度)

2 この法人の設立初年度の事業年度は、第 5 条の規定にかかわらず、この法人の設立の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

(設立時の役員)

3 この法人の設立当初の役員は次のとおりとし、その任期は第 29 条第 1 項の規定にかかわらず平成 25 年度に関する総会の終結の時までとする。

設立時理事	齊藤俊明	金野周明	熊谷立志	平田和多利
	水野公正	櫻田直久	岩脇洋一	松渕 知
	上野直和	望月正彦	紀室若男	神永幸雄
	相沢友実	鈴木英彦	浦嶋辰男	境井 聡
	村上裕司	佐々木英一	保原 昇	平山 徹
	菅野 均	志田豊繁	米谷春夫	吉田 亨
	金野靖彦	鳥井昭子	田村福子	野村誠一
	加藤太一	熊谷正次	山崎達之輔	

設立時代表理事 齊藤俊明

設立時監事 村上優司 今野貴久雄

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

4 この法人の設立時の社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員	岩手県大船渡市大船渡町字新田 45 番地 26
	齊 藤 俊 明
設立時社員	岩手県大船渡市三陸町綾里字白浜 81 番地 1
	熊 谷 立 志

設立時社員	岩手県大船渡市三陸町越喜来字所通 92 番地 6 平 田 和 多 利
設立時社員	岩手県大船渡市盛町字町 7 番地 24 水 野 公 正
設立時社員	岩手県大船渡市大船渡町字上山 12 番地 15 櫻 田 直 久
設立時社員	岩手県大船渡市末崎町字小細浦 57 番地 8 岩 脇 洋 一

附 則

この定款は、公布の日から施行する。

上記は、一般社団法人大船渡市観光物産協会の現行定款である。

平成 27 年 6 月 26 日

岩手県大船渡市盛町二本柁 12 番地 6

一般社団法人大船渡市観光物産協会

代表理事 齊 藤 俊 明 (印)